



“**広がれ、元気っこ活動**”
——**児童・少年の健全育成助成**——
平成28年度申請要項

I. 助成の概要

1. 趣旨

ニッセイ財団では、活力あふれる真に豊かな社会の実現に向けて、次代を担う子どもたちがたくましく心豊かに成長することを願っています。

児童・少年の健全な育成には、地域社会を構成する住民や諸組織が手を携え、地域活動の一環として、子どもたちの生きる力を育てていくことが必要になっています。

そこでニッセイ財団では、地域活動の一環として定期的・継続的に実施している“元気っこ活動”（子どもたち自身が主人公となって行う、自然体験・生活体験活動、仲間づくりや文化の伝承活動等）や“地域の子育て支援活動”に対して都道府県知事の推薦に基づき助成し、活動の輪を広げてまいります。

2. 内容

- ・趣旨にある“元気っこ活動”や“地域の子育て支援活動”に定期的かつ日常的に継続して取り組んでいる民間の団体およびグループに対して、その活動に常時・直接必要な物品を助成いたします。
- ・ただし、後掲の「II.助成基準」を満たしていることが必要です。

3. 金額

- ・1団体 30万円 ～ 60万円（物品購入資金助成）
- ・60万円を超える物品購入を希望される場合は、総額に占める申請額の割合が6割相当額以上であることが必要です。
- ・物品購入総額と助成金額との差額は、自己資金からご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

4. 申請締切日

- ・平成27年11月末を予定。具体的な時期は、都道府県担当部門の指示に従ってください。

5. 決定と通知

- ・当財団選考委員会にて選考のうえ当財団理事会において決定し、決定団体へは平成28年4月末までに書面にて通知します。「採」「否」の理由についてのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
- ・決定団体については当財団のホームページに掲載いたします。

6. 物品の購入時期ならびに助成金の送金

- ・決定通知後8月末迄にご購入ください。
- ・物品の納品が完了し、所定の報告手続が完了した時点で団体の預金口座へ直接送金します。

7. 物品への寄贈表示

- ・物品には「寄贈 ニッセイ財団」または「寄贈 日本生命財団」と表示ください。

8. 報告の義務

- ・助成を受けることになった団体には、その活動状況や物品の活用状況等について、所定の様式にて当財団宛ご報告いただきます。なお、それらの内容を機関紙やホームページへの掲載等にて公開することがあります。

9. その他

- ・決定後、各都道府県のご協力のもと贈呈式を開催いたします（平成28年5～7月頃の予定）。
- ・申請書等に記載の個人情報については選考にのみ使用します。また、決定分については結果の公表、贈呈式開催時の参加者名簿作成に活用させていただきます。

II. 助成基準

1. 対象団体

助成の趣旨にある“元気っこ活動”や“地域の子育て支援活動”に地域活動の一環として定期的かつ日常的に継続して取り組んでおり、次の要件を満たしている団体およびグループを対象とします。

- (1) 申請時点で設立後1年以上の活動実績があり、常時20人以上の会員規模の団体
- (2) 構成員の半数以上が児童・少年である団体

ただし、「子育て支援活動」「療育支援活動」「フリースクール活動」については、この要件を適用しません。

- (3) 少なくとも月1回以上の子どもたちの定例活動日を定め継続して運営している団体
- (4) 活動の一環として、地域住民との交流機会やボランティア活動等を実践している団体
- (5) 助成により購入した物品を直接・継続的に活用し、管理しうる団体

2. 対象活動

次代を担う児童・少年が健やかに育っていくために、定期的に継続して行っている次のような活動を対象とします。

活動分野	具体的活動内容
分野1. 自然と親しむ活動	・ 野外活動、自然体験活動、農園活動 ・ 自然観察、天体観測活動、自然・森林の保護活動 ・ 野外活動を通してのジュニアリーダー育成活動
分野2. 異年齢 ・ 異世代交流活動	・ ジュニアリーダー活動、スポーツ活動、音楽活動他 ・ 中高生を中心とする居場所づくり活動 ・ 伝承遊びなどの体験学習活動、郷土芸能の保存・伝承活動
分野3. 子育て支援活動	・ 親子で共に参加する子育てサークル活動 ・ 子育て支援ネットワーク活動 ・ 地域に根ざした文庫、読み聞かせ、音読、人形劇活動
分野4. 療育支援活動	・ 障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい並びに発達障がいを含む）のある子どもたちの療育支援活動 ・ ノーマライゼーション推進活動
分野5. フリースクール活動	・ 不登校の子どもたちへの教育支援活動 ・ フリースクール運営活動

3. 対象物品

対象活動を継続的に展開するにあたって、その活動になくてはならない直接活用物品で、子どもたちが待ち望み、子どもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品とします。

Ⅲ. 助成の対象とならないもの

1. 対象とならない団体および活動

- ①青年・成人中心の団体（構成員の半数以上を18歳超の方で占める団体）
青少年育成県・市・町・村民会議、母親クラブ等
- ②日常活動は行わず、下部組織への助成物品貸し出し・配布を主な活動とする団体
県・市・町〇〇〇連絡協議会・〇〇〇連合会、〇〇連盟、〇〇連盟本部等
- ③学校のクラブ・サークル
ただし、学校を活動拠点としている任意の地域団体は対象とします。
- ④学童保育施設・保育所等
- ⑤公的な受け入れ施設「適応指導教室」等
- ⑥過去に当助成を受けた団体
ただし、平成17年以前に助成をうけた団体で、その後現在までの活動が優れていると認められる団体については再助成を認めます。
- ⑦営利・収益活動をしている団体
- ⑧公的助成、補助等によって運営されている事業および団体
- ⑨物品、機材の貸し出しを目的とする間接的な活動
- ⑩営利を目的とした活動、営利につながる可能性の大きい活動
- ⑪宗教活動を目的とする活動、政治上の問題に関連する活動
- ⑫構成員のみの活動で、地域住民の参加や地域住民との交流が図れない活動
- ⑬選手養成・強化を主目的とした活動

2. 対象とならない物品

- ①少額の負担で購入可能な物品・消耗品
- ②個人所有的色彩が強いもの、見栄えがいい等の理由でそろえるパフォーマンス性の高いもの
- ③助成効果が間接的な物品
- ④日常活動で使用しない物品
- ⑤主に大人が使用する物品
- ⑥人件費、リース料、修理費、一般管理費、運営費等

IV. 申請手続

1. 申請方法

- (1) 当財団所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、都道府県の担当部門へご提出ください。
また、団体の内容に関する資料（会報・会則・年間スケジュール・収支報告等）があれば添付ください。
なお、ご提出の申請書・添付書類は、返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) 特殊な物品についてはパンフレット（該当ページのコピーで可）をご提出ください。
- (3) 助成が決定した団体へは平成28年4月末までに書面にて通知します。

2. 申請書記入にあたっての留意事項

- (1) 申請書は、助成を希望する団体にてご記入ください。
当申請書以外の記載紙面の追加、規格外の紙面の使用はご遠慮ください。
- (2) 黒インクまたは黒ボールペンにてご記入ください。
- (3) 申請書記入は裏面の「記入上の注意事項」を参照のうえ簡潔にご記入ください。
- (4) 申請後の内容変更は認められませんので、見積書等を取り寄せ、助成希望物品・金額を十分検討のうえご申請ください。
- (5) 申請書項目について（補足）
 - ・「主な収入源と金額」では、団体の活動が当財団の趣旨にかなっているか、また、助成なくしてはその物品の購入が困難であるか等を判断します。
 - ・「活動の趣旨・目的・方法」では、子どもの健全育成のための活動であるか、日常活動が伴い継続性があるか、構成員だけの活動でなく地域等への広がりがあるか、目的を達成するために適切であるか等を判断します。
 - ・「助成により期待される活動の広がり・効果」では、助成により十分な効果が期待されるか、どのような波及効果・発展が期待できるか、必要度・要請度が高いか等を判断します。
- (6) 申請後、代表者および申請担当者・連絡先が変更になった場合は、書面にて速やかにご連絡ください。



ニッセイ財団

公益財団法人日本生命財団 助成事業部

〒541-0042 大阪府中央区今橋3丁目1番7号

日本生命今橋ビル4階

電話 06-6204-4014 FAX 06-6204-0120

(H27.9.3000)